

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

花巻市長

市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)
地域名 (地域内農業集落名)	大迫地区 (葡萄沢・下町・川原町・上町・仲町・上の台・鳥長根・八木沢・古館・中野・大償・立石・樋の口・檜花・折壁・猫底・天王・大又・日影・中乙・黒森・西部・ます沢・下中居・岩脇・落合・小空蔵・沢崎・堅沢・旭の又・合石・1区・2区・3区・4区・5区・6区・7区・8区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月17日 (第1回)

※本協議結果は、各農家組合で行った集落営農ビジョンの話し合いの内容を取りまとめたもの。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域内の高齢化・人口減少が進行している地区であり、農業後継者の確保・育成が喫緊の課題である。
 ・当地域は中山間地域に所在し、圃場の「区画が狭小・不整形」、「給排水に課題を抱える」等の条件不利地が多い。耕作継続が困難な農地については、中山間組織等が主体となり保全管理が行われているものの、農業者の離農に伴い遊休農地が増加傾向にあることが課題として認識されている。
 ・クマ、イノシシ、シカ等の鳥獣被害が深刻化により、農業所得へも影響を及ぼしていることから対策を講じる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域コミュニティの活性化を図り、経験の有無を問わず労働力の確保に向けた取組を検討する。
 ・比較的条件の良い圃場では、水稻の作付が行われているほか、果樹(主にブドウ)の産地として団地化が図られている。一部集落においては、機械の共同利用を行い農作業の効率化、機械コストの低減に向けて取り組み所得増大を目指す。
 ・深刻化する鳥獣被害に対抗するべく、行政やJAの支援の下、ワナ仕掛や共同で電気柵を設置する等を行うと共に、捕獲に必要な資格取得を推進していく。また、目撃情報や被害情報があった際、迅速に対応が出来る体制構築を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,507 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,507 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・当面は現状維持を目標に「農業を担う者」への集積を進めていく。地域内の農業従事者が減少していく現状においては、農業後継者の確保・育成に取組みつつ、地域外の経営体への集積も並行して推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・離農により放出される農地や受け手の経営意向を把握するべく、農地中間管理機構の活用に向けて検討を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・一部の集落において、基盤整備事業の実施に向け行政・関係機関と検討を行う。 ・農業生産活動の継続を目的に、暗渠排水整備の実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・行政及びJAと連携し地域内外から就農希望者を募集し、栽培技術等の支援や農地のあっせんを行い相談から定着までの取組を展開する。また、移住者に対しては空き家の提供も視野に入れ、地域への定着を目指す。 ・集落内の意欲ある若者を参集し、作業受託組織の設立を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①: 深刻化する鳥獣被害に対抗するべく、行政やJAの支援の下、ワナ仕掛や共同で電気柵を設置する等を行うと共に、捕獲に必要な資格取得を推進していく。また、目撃情報や被害情報があった際、迅速に対応が出来る体制構築を目指す。
- ③: 中山間地域でも活用可能な機器を精査し、農作業の省力化・効率化に向けてスマート農業機器の導入を検討する。
- ⑦: 耕作継続が困難な農地については、中山間・多面的制度を活用し、中山間組織等を主体に保全管理に努めていく。亀ヶ森3・6集落においては、農地の粗放的管理を行うべく農山漁村振興交付金の活用を検討する。
- ⑩: 農家所得向上を図るべく、JAや行政機関の支援の下、園芸作物等新しい作物の作付を検討する。